

人と魚と海のネットワーク
香川県漁連ホームページ
http://www.jfnet.ne.jp/kagyoren/
E-mail:gyoren@ns.kagawa-
gyoren.or.jp



JF 高松市北浜町 8 - 25
TEL 087-825-0350
FAX 087-851-0699
J F 香川漁連

大浜漁協と三崎漁協が合併契約書に調印

大浜漁協と三崎漁協の合併調印式が、平成 15 年 2 月 8 日(土)午前 10 時から、詫間町の大塚会館において、両漁協組合長ほか全役員と、来賓、関係者あわせて 40 余名の出席のもと、盛大に執り行われました。

三崎・大浜漁協合併推進協議会の会長である亀野大浜漁協長が開会の挨拶をし、組織強化推進室が経過報告と合併契約書の朗読をした後、調印は、当事者の代表として亀野大浜漁協長と三島三崎漁協長、立会人の横山詫間町長、服部県漁連会長及び田村信漁連会長が、合併契約書に署名捺印する形で行われました。その後、玉地県農林水産部長、横山町長及び服部会長が祝辞を述べられ、植村全漁連会長からの祝電披露のあと、三島組合長が決意表明し、田村会長の万歳三唱をもって滞りなく閉会しました。

両漁協は昭和 24 年夏に相次いで設立され、大浜漁協は当初はタイ・サワラ縛網、イワシ巾着網、地曳網など漁船漁業が中心で、40 年代はノリ養殖を、60 年代からトラフグなどの魚類養殖に加えて、小型底曳網漁業者が共同でアカガイ養殖に取り組むなど、一貫して漁船漁業・養殖業の振興を図りながら、健全な漁協運営に努めています。一方、三崎漁協もイワシ巻網を中心に一本釣・延縄などの漁船漁業に取り組んできましたが、組合員の高齢化と後継者不足もあって、現在は小型底曳網・建網が中心となって、大浜漁協と同様に組合員が一致団結し、健全な漁協運営に努めています。

詫間地区における漁協合併の取り組みは、古くは昭和 45 年 6 月 24 日に町内 6 漁協によって合併推進協議会が設立され、以後数年間にわたって鋭意協議が進められたものの、各漁協の足並みが揃わず頓挫しました。

また、平成 6 年 9 月 6 日にも 6 漁協で合併推進協議会が設置され、以後年に数回のペースで協議を続けた結果、漁協基盤の強化が喫緊の課題であるとの認識で一致したことから、平成 10 年 6 月 20 日に「詫間町漁協合併推進協議会」が正式に設立されました。そして協議会を 1 回、幹事会を 9 回開催するなど協議は積極的に続けられ、一時は「1 市町 1 漁協」のモデル漁協が実現するものと期待されました

が、財産の処遇の問題等々で意見が折り合わなくなり、平成 12 年 7 月に協議会は解散しました。

しかし、その後も漁業情勢は益々厳しさを増してきたことから、「この機を逃しては漁協の明日はない」と判断した大浜漁協と三崎漁協は、それぞれの理事会又は全員協議会で承認を得たうえで、平成 14 年 10 月 22 日に、香川県、詫間町及び香川県漁連の関係者が立会するなか、両漁協の全役員を委員とする「三崎・大浜漁協合併推進協議会(会長は亀野漁協長)」を新たに設立しました。

その後、香川県漁連内の組織強化推進室が県水産課の協力も得ながら、財務・組織関係の調査を行うとともに漁協間の調整を仲立ちし、合意事項をまとめてそれを合併推進協議会に諮り、さらにそれぞれの理事会等で承認していくという形で円滑に協議が進められ、その結果、平成 15 年 1 月 21 日開催の第 2 回協議会組合長会において、合併契約書(案)等合併にかかる全ての条件が合意に達しました。そして同年 2 月 1 日開催の臨時総会では、両漁協とも満場一致で合併関係議案を全て可決承認し、協議会設置からわずか 4 ヶ月足らずという記録的な速さで、この度の合併調印に至った次第です。

合併後も、組合長、役職員及び組合員の皆さんが一致団結して、漁協活動の活性化に努められ、健全経営に向けさらなる組織基盤の強化を図られて、来るべき広域合併に備えられるよう、大いに期待しています。



大浜漁協と三崎漁協の合併調印式

今後は、債権者への公告等所定の手続き後、3 月中旬には県に合併の認可申請をし、平成 15 年 4 月 1 日付けで合併となる予定です。

合併に伴い煩雑な事務が多々ありますが、今後も組織強化推進室が支援・指導をしていきます。

新組合の名称 西詫間漁業協同組合
 所在地 本所 三豊郡詫間町大字大浜乙 417 番地 3
 (現 大浜漁協)
 支所 三豊郡詫間町大字生里 635 番地
 (現 三崎漁協)
 規 模 = 正組合員 66、准組合員 55、計 121 名
 漁船数 105 隻
 水揚げ高 = 1 億 9 千万円 購買供給高 = 49 百万円
 出資金 = 41 百万円
 (平成 14 年 3 月基準)

平成14年度瀬戸内海区資源管理型漁業 ブロック情報交換連絡会議開催される!!

さる平成 15 年 2 月 5 日に漁連会館 6 階大会議室において、水産庁、瀬戸内海関係府県 13 県の行政・研究担当者、漁連担当者約 40 名を集めて資源管理に関する情報交換連絡会議が開催されました。

会議では、これまでの複合的資源管理型漁業促進対策事業の取り組みについて、各府県から報告がありました。また、水産庁資源管理部管理課松藤課長補佐より、平成 15 年度から複合的資源管理に代わって新たに実施される『多元的資源管理型漁業の推進』について、説明が行われました。また、翌日には松藤課長補佐と水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の今泉資源管理係長が香川県の先進地視察で庵治漁協と(社)日本栽培漁業協会屋島事業場を訪れました。



庵治漁協の取り組みの説明をうける水産庁松藤課長補佐と今泉係長
 新規事業として実施される『多元的資源管理型漁業の推進』は、これまでのサイズや量の管理を基本とした資源管理型漁業から、『量的管理・質的管理・コスト管理』を合わせた新たな考え方を基本とする、資源管理型漁業に発展しています。

香川県内においても、各地域で開催される「地域漁業者検討会」において、ヒラメ、クルマエビ、カレイ類などについてサイズ規制について検討され、実践がなされてきました。漁業者からも「サイズの

規制はだいたいみんな守れる様になつとる。しかし、魚価は一向にようならん。流通の取り組みが必要なんではないか。」などの意見が多く聞かれるようになってきました。まさに、これまでの量的な管理から、『魚を商品として扱う』質的な管理が求められているのだと考えられます。平成 14 年度からは県漁連が事業主体で行っている漁業者検討会の専門部会として、『流通対策部会』が設置され、市場関係者、直売や鮮度保持などの先進的取り組みを行っている系統団体、漁業者からも貴重な意見を頂き、魚価向上、収入増加の方法について検討を重ねているところで

す。
 水産課としても、今後の資源管理型漁業の取り組みについては、質的な管理が重要となってくると考えています。これまでの取り組みにより、魚のサイズなどは向上しているはずですので、漁業者、系統団体、市場関係者、県が一体となって、漁業経営の安定、向上を図るため、新たな取り組みへチャレンジしていく必要があると考えています。



多元的資源管理について説明を行う水産庁松藤課長補佐
 香川県農林水産部水産課 漁業・資源管理グループ 牧野弘靖

海難事故 94件発生 漁船が増加

高松海上保安部は、県内で発生した海難事故の発生状況をまとめた。平成 14 年には 94 件の事故が発生し、死者・行方不明者は、過去 10 年間で最悪の 5 人(前年 2 人)にのぼった。事故に遭った船は 115 隻で、前年の 117 隻からほぼ横ばいだが、漁船が 7 隻多い 30 隻に増えたのが目立つ。漁業関係者の高齢化が進み体力や判断力が衰えているのが原因とみられる。

小型船舶(プレジャーボート)が前年と同じ 52 隻で 45.2%を占め、4 年連続で最多。機械の故障によるトラブルが多く、保安部は「車と同じ感覚で乗るのは危険。海や船の知識を持ち、十分に整備を」と警告している。

貨物船は 18 隻(前年 19 隻)、タンカーは 5 隻(7 隻)、6 月には濃霧の小豆島沖で貨物船同士が衝突して 1 隻が沈没、2 人が死亡している。

個人の方が上場株式等売却した場合の

株式等譲渡益課税制度

平成15年1月から

が変わりました。

個人が証券会社に一定の要件を満たす特定口座を設定し、当該特定口座を通じて所得等をした上場株式等で特定口座において管理されるものを譲渡した場合には、証券会社はその譲渡代金の支払いの際、一定の方法により計算した差益について15%の税率による所得税を徴収し納付する。

この場合、納税者が確定申告をする際には、当該特定口座内上場株式等の譲渡で得た譲渡所得は控除して確定申告することもできる。

新しい株式等譲渡益課税制度の適用時期は次のとおりです。

13年分	14年分	15年分	16年分	17年分	18年分	19年分	20年分	21年分	22年分	23年分～
【源泉分離課税】										
【申告分離課税】原則（所得税20%、住民税6%）										
上場株式等の軽減税率の特例（所得税15%、住民税5%）										
長期（1年超）所有上場株式等の暫定税率の特例（所得税7%、住民税3%）										
長期（1年超）所有上場特定株式等の100万円特別控除の特例										
平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例（実際の取得費か平成13年10月1日の終値の80%との有利な方）										
上場株式等の譲渡損失の繰越控除（3年間）										
購入価額1,000万円までの非課税の特例 (購入) (保有) (売却)										
特定口座制度（証券会社の計算による簡便な申告 源泉徴収（15%）を選択した場合は申告不要）										

